

国家公安委員会委員長 二之湯 智 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

平成 13 年人事院指令 9—8（公安職俸給表(一)の適用について)の
一部改正について

平成 13 年人事院指令 9—8（公安職俸給表(一)の適用について)の一部を次の
ように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改
正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）第 4 条第 1 号(6)の規定に基づき、次に掲げる職員を指定する。 一 警察庁の総括審議官、 <u>政策立案総括審議官</u> 、審議官、参事官、首席監察官、国家公安委員会事務官、生活経済対策管理官、捜査支援分析管理官、犯罪鑑識官、国際捜査管理官、広報室長、 <u>警察制度総合研究官</u> 、 <u>国際総</u>	1 人事院規則 9—2（俸給表の適用範囲）第 4 条第 1 号(6)の規定に基づき、次に掲げる職員を指定する。 一 警察庁の総括審議官、 <u>政策立案総括審議官</u> 、 <u>サイバーセキュリティ・情報化審議官</u> 、審議官、参事官、首席監察官、国家公安委員会事務官、生活経済対策管理官、捜査支援分析管理官、犯罪鑑識官、国際捜査管理官、

合研究官、人事総合研究官、生活安全総合研究官、少年問題総合研究官、刑事総合研究官、犯罪情報分析官、組織犯罪対策総合研究官、交通総合研究官、高度道路交通政策総合研究官、警備総合研究官、外事情報総合研究官、国際テロリズム情報総合研究官及び警備実施総合研究官

二～四 (略)

2・3 (略)

広報室長、国際総合研究官、警察制度総合研究官、人事総合研究官、生活安全総合研究官、少年問題総合研究官、刑事総合研究官、犯罪情報分析官、組織犯罪対策総合研究官、交通総合研究官、高度道路交通政策総合研究官、警備総合研究官、外事情報総合研究官、国際テロリズム情報総合研究官及び警備実施総合研究官

二～四 (略)

2・3 (略)